

第 1 章 基本的事項

この章では、第 2 次瑞穂町環境基本計画の基本的事項（計画の背景、目的、構成、計画期間など）を示しています。

1 計画の基本的事項

(1) 策定の背景

瑞穂町は、古くから青梅街道、日光街道の宿場町として栄え、狭山丘陵をはじめとした緑豊かな自然環境を保ちつつ発展を続けてきました。

町では、平成19年4月に町、町民、事業者の責務等について定めた「瑞穂町環境基本条例」（以下「環境基本条例」といいます。）を施行しました。平成21年3月に「瑞穂町環境基本計画」を策定、平成26年度に中間的見直しを行い「瑞穂町環境基本計画（改訂版）」（以下「第1次計画」といいます。）を策定し、瑞穂町の環境保全等に資する施策の総合的な推進をはかってきました。

豊かで便利な生活を享受する一方で、温室効果ガスの排出による地球の温暖化による影響から地域環境の悪化も懸念されています。

こうしたことから、平成30年度に現行計画の計画期間が満了することに伴い、第1次計画の再評価を踏まえ、国や都道府県の政策、社会等の情勢に応じた、「第2次瑞穂町環境基本計画」（以下「第2次計画」といいます。）を策定することとしました。

(2) 計画の目的

瑞穂町環境基本計画は、環境基本条例の基本理念を具体化し、環境の保全、回復及び創出（以下「環境の保全等」といいます。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進をはかることを目的とします。

●瑞穂町環境基本条例の基本理念

（基本理念）

第3条 環境の保全等は、町民が健康で安全かつ快適に暮らすことができる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能なまちづくりを目的として、すべての者の積極的な取組と相互の協力によって行われなければならない。

3 地球環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境に深くかかわっていることから、すべての日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

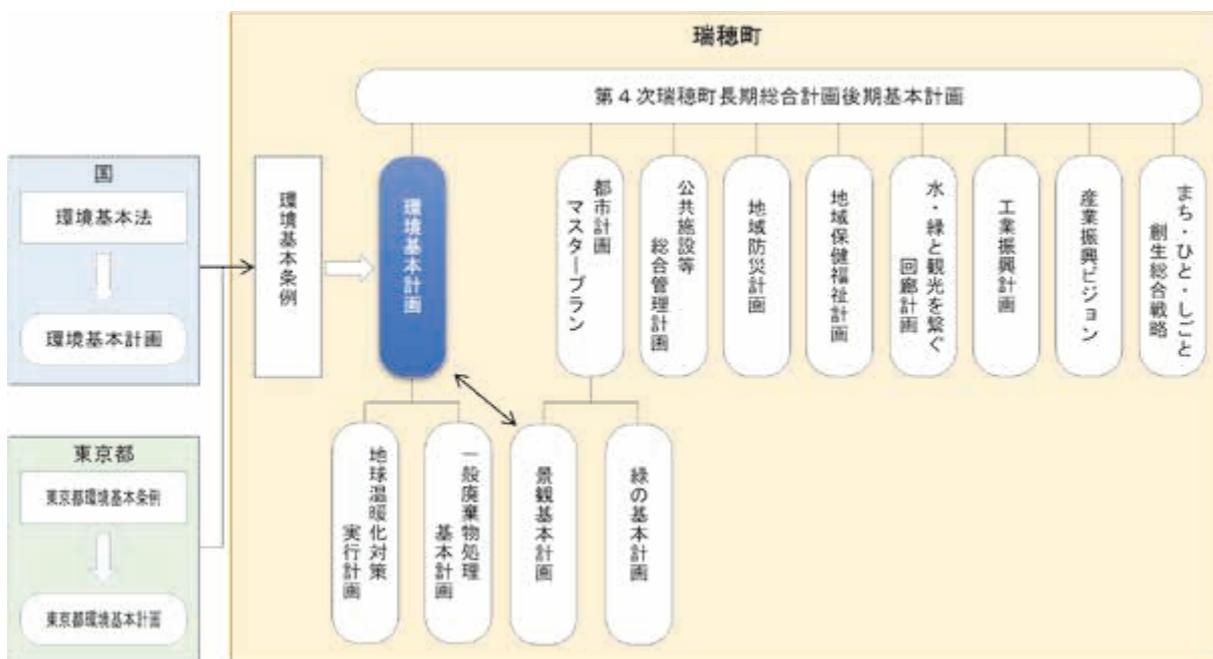
(3) 計画の位置づけ

第2次計画は、環境基本条例に基づいて策定し、「第4次瑞穂町長期総合計画後期基本計画」(平成28年3月)を上位計画とした環境分野の基本計画(マスタープラン)として位置づけるものとします。

このため、町のすべての個別計画・行政施策の策定にあたっては、環境基本計画の趣旨を尊重し、環境への配慮を織り込むこととします。

また、環境保全等に関する個別計画に基づく施策の策定・推進にあたっては、個別計画に基づく進行管理との連携をはかっていきます。

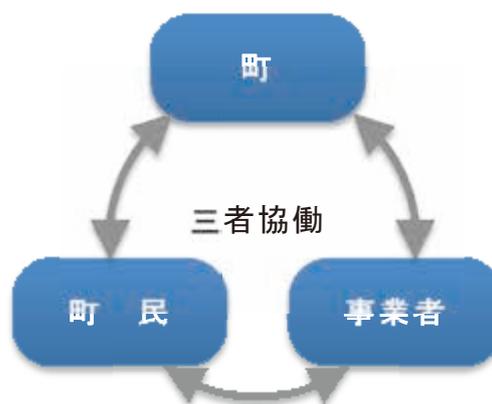
●計画の位置づけ



(4) 計画の主体

瑞穂町環境基本計画を推進する主体は、町、町民及び事業者とします。

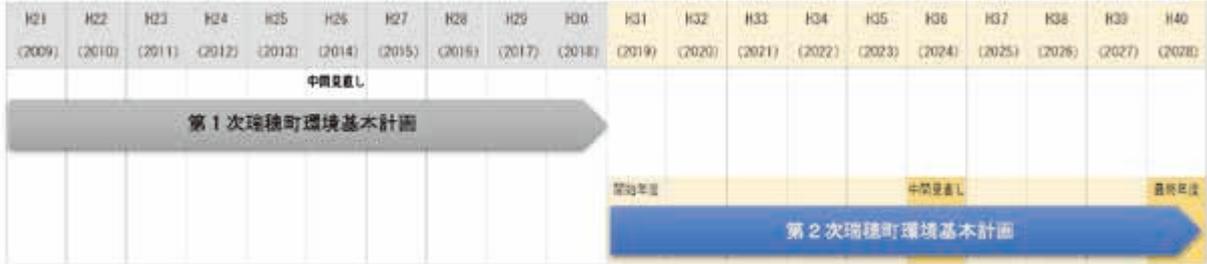
これら3者は、環境基本条例に規定するそれぞれの責務を踏まえ、環境保全等の目標を達成するために取組をすすめていくこととします。



(5) 計画の期間

第2次計画の期間は、平成31(2019)年度から平成40(2028)年度までの10年間とし、社会状況の変化や計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

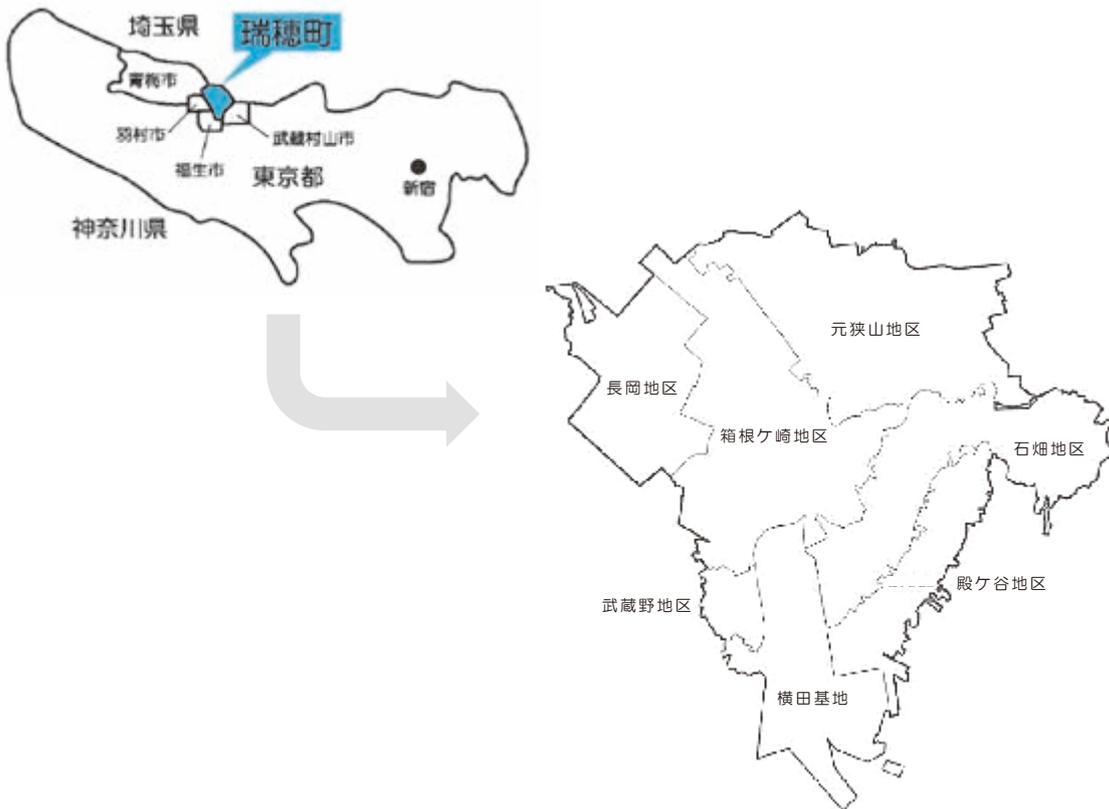
● 計画期間



(6) 計画の対象区域

瑞穂町環境基本計画の対象区域は、瑞穂町の行政区域全体とします。

● 瑞穂町の位置



(7) 計画の対象とする範囲

瑞穂町環境基本計画は、環境基本条例の理念に基づき、すべての人々の協力のもと、豊かな環境を保全し創出するとともに、人と自然との共生をめざし、環境への負荷の少ない持続的発展が可能なまちをつくりあげていくことを念頭に、以下の5つの環境に係る視点から検討していきます。

環境項目については限定的なものではなく、新たな項目を立てる必要が生じた場合には適宜、対応していくこととします。

●計画の対象とする範囲

環境に係る視点	環境項目
地球環境	地球温暖化／地球環境問題／ごみ減量 ／資源化／エネルギー／気候変動
自然環境	緑／生物／水辺／自然とのふれあい ／生物多様性／自然と共生する歴史・文化
生活環境	大気／水環境／騒音・振動／土壌・地下水／その他
快適環境	景観／快適性／安心・安全
参加協働	参加協働／環境教育・環境学習 ／自主的な環境配慮行動

2 環境に関連する社会的動向

(1) 地球温暖化の進行に伴う気候変動問題

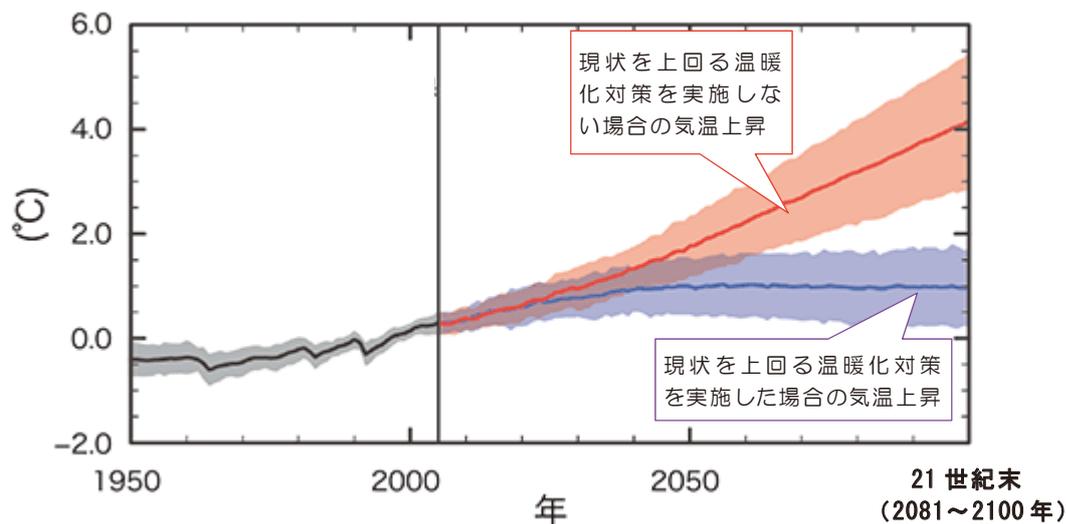
① 地球温暖化の将来予測

世界の平均気温は上昇し続けており、近い将来、食糧危機や多くの種の絶滅が懸念される等、気候変動は人類をはじめ全ての生命にとって重大な脅威となっています。

国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、地球温暖化の科学的な評価と対策を盛り込んだ「第5次評価報告書」を平成26年11月に公表しました。

第5次評価報告書では、1880年～2012年の期間に世界平均地上気温が0.85℃上昇しており、20世紀半ば以降に観測された地球温暖化の主な要因は人間活動の可能性が極めて高いことを指摘しています。さらに、21世紀末（2081年～2100年）の世界の平均気温は、現状を上回る地球温暖化対策を実施しない場合、現在（1986年～2005年の平均）よりも2.6℃～4.8℃上昇する可能性が高いと予測しています。

● IPCC第5次評価報告書における世界平均地上気温の変化



出典：気象庁「気候変動2013：自然科学的根拠 気候変動に関する政府間パネル 第5次評価報告書 第1作業部会報告書 政策決定者向け要約（気象庁訳）」資料より作成

気候変動に関連すると考えられる干ばつ、洪水、嵐等の災害は、1980年代に比べ2000年代に入ってから増加しています。極端な異常気象、海面上昇による島しょ諸国沿岸の浸水、深刻な干ばつによる食料不足と難民

の発生、ジカ熱等の感染症の世界的な拡大等、21世紀に入って毎年のように世界各地で気候変動に関連すると思われる事象が発生しています。

●地球温暖化による気候変動リスク



出典：環境省「地球温暖化パネル」

② 東京の気候変動

日本の年平均気温は1898年～2017年で100年あたり約1.19℃の割合で上昇しました。東京では、ヒートアイランド現象の影響もあり、100年あたり約2.5℃上昇し、1時間降水量50mm以上の「短時間強雨」が増加傾向にあります。瑞穂町の近隣（アメダス観測地点〔青梅〕）では、平成30年7月に同地点での観測史上最も高い40.8℃を記録しました。

「地球温暖化予測情報第9巻」（平成29年3月、気象庁）の温室効果ガス濃度が最も多くなるシナリオによると、東京の年平均気温は100年後に約4℃上昇すると予測されています（現在の鹿児島県種子島辺りの気温に相当）。また、35℃以上の猛暑日が100年後に約40日増加、1時間50mm以上の短時間強雨の回数が現在より2倍以上になると予測されています。

このまま地球温暖化による気候変動が進行すると、町においても、暑熱環境の悪化、豪雨や台風などに伴う風水害、熱中症や感染症の増加など、人の健康や生活環境などへの影響が懸念されます。

③ 気候変動対策に対する国際的な取組

平成27年12月の「気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」で採択されたパリ協定は、平成28年11月4日に発効されました。この協定は、産業革命以降の世界平均気温上昇を2℃以内に、できれば1.5℃以内に抑え、今世紀末までに排出と削減が同程度になることを目指し、条約加盟国の全てが温室効果ガス削減に向けて各国の目標を提出した公平かつ実効的な枠組みで、「低炭素社会」に向けた転換点となるものです。

(2) 国連の持続可能な開発目標（SDGs〔エス・ディ・ジーズ〕）

平成27年9月の「国連持続可能な開発サミット」において、平成42(2030)年までの国際社会共通の目標として、「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。この採択は、世界が持続可能な発展を目指し、人間活動に伴い引き起こされる諸問題を喫緊の課題として認識し、国際社会全体で解決に取り組んで行くことを決意した画期的な合意です。

平成28年1月にスタートしたSDGsは、17の目標とそれらに付随する169のターゲットから構成され、持続可能な開発の3本柱とされる経済面・社会面・環境面の課題全てに幅広く対応し、調和させることを目指しています。

なお、「東京都環境基本計画」（平成28年3月）では、SDGsについて「今後の国の施策だけでなく、自治体の環境施策においても指針とすべきもの」と言及しています。

● 持続可能な開発目標（SDGs）における17の目標



出典：国際連合広報センターホームページ

3 瑞穂町の概況

(1) 瑞穂町のプロフィール

瑞穂町は、東京都心から西へ約40キロメートル、新宿駅から電車で約1時間20分の距離に位置しています。東部には狭山丘陵が広がり、豊かな自然に生まれ、あふれんばかりの鮮やかな緑が目飛び込んできます。四季折々の姿は、訪れる人の心を和ませ、ハイキングなどを楽しむ方々の憩いの場となっています。また、町の中心部から北側には、都内随一の生産量を誇る東京狭山茶の茶畑が広がり、東京のお茶処のまちとして知られています。

一方、東京環状（国道16号）や新青梅街道（都道5号新宿青梅線）などの主要道路が行き交う道路交通の要衝ともなっています。圏央道青梅インターチェンジが近いことから、近年は大型商業施設や物流関係施設の立地が進んでいます。

南側には、在日米軍横田基地があります。基地による生活への影響は、その対策を基地や国に対して要望しつつ、一方で基地内に住む方とは良き隣人として、国際交流も行っています。

将来都市像「みらいに ずっと ほこれるまち～潤いあふれ、活力みなぎる地域社会をめざして～」の実現に向け、安心していきいきと快適な生活を送ることができるまちづくりをすすめています。

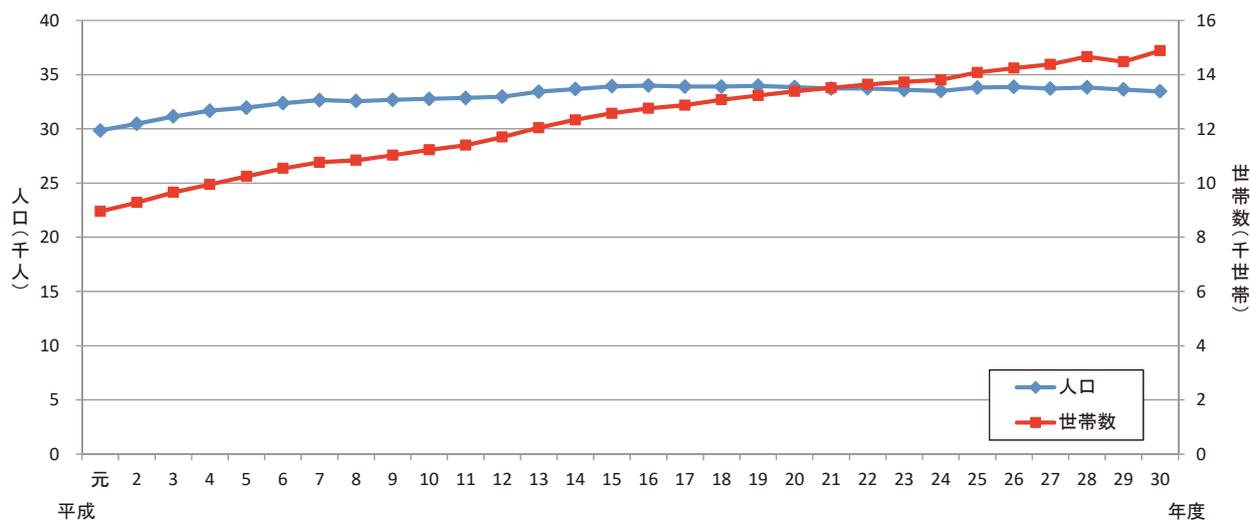
(2) 人口

瑞穂町の人口は、平成元年の29,845人*から平成16年の33,991人*まで、多少の変動はあったものの着実に増加を続けてきました。平成16年以降は僅かではあるものの減少に転じており、平成30年4月1日時点では33,455人となっています。

世帯数は、平成元年の8,956世帯*から増加を続けており、平成30年4月1日時点では14,883世帯*となっています。

※ 人口・世帯数はいずれも各年4月1日現在の数値

●瑞穂町の人口と世帯数（各年4月1日）



※平成24年までは外国人登録が含まれておりません

出典：（平成元年～平成25年）「瑞穂町と横田基地」（平成26年8月 瑞穂町）、（平成26年～平成30年）瑞穂町ホームページ

「瑞穂町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成28年3月）では、複数の推計方法による総人口の推計値を示しています。これによると、平成52（2040）年の推計人口は、26,125人から27,554人と推計されています。また、推計最大値（移行率法〔2回平均〕）と、推計最小値（移行率法〔最新〕）についての年齢三区分の推計値が示されています。

●瑞穂町における年齢三区分人口の推計結果（国勢調査年ベース）

移行率法(最新)	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)	平成47年 (2035)	平成52年 (2040)
0～14歳(人)	4,044	3,589	3,351	3,187	2,895	2,567
人口全体に占める割合(%)	12.3	11.2	10.8	10.8	10.4	9.8
15～64歳(人)	20,282	19,172	18,259	17,054	15,525	13,792
人口全体に占める割合(%)	61.5	59.7	59.0	57.7	55.7	52.8
65歳以上(人)	8,643	9,360	9,354	9,295	9,435	9,766
人口全体に占める割合(%)	26.2	29.1	30.2	31.5	33.9	37.4
合計(人)	32,969	32,121	30,964	29,536	27,855	26,125

移行率法(2回平均)	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)	平成47年 (2035)	平成52年 (2040)
0～14歳(人)	4,098	3,682	3,462	3,304	3,018	2,700
人口全体に占める割合(%)	12.3	11.2	10.9	10.8	10.4	9.8
15～64歳(人)	20,354	19,300	18,455	17,351	15,898	14,240
人口全体に占める割合(%)	61.1	58.9	57.9	56.6	54.5	51.7
65歳以上(人)	8,835	9,765	9,945	10,007	10,234	10,614
人口全体に占める割合(%)	26.5	29.8	31.2	32.6	35.1	38.5
合計(人)	33,287	32,747	31,862	30,662	29,150	27,554

出典：「瑞穂町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成28年3月）資料より作成

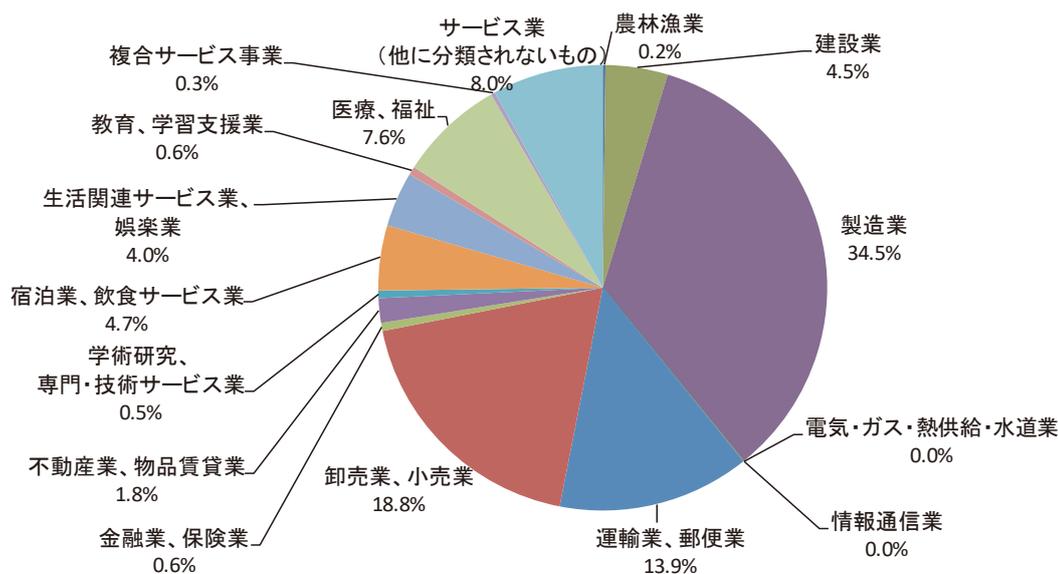
この推計結果によると、老年人口（65歳以上）では増加傾向、年少人口および生産年齢人口では減少傾向となり、高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は上昇し、今後は、高齢者の一人暮らしや高齢者のみ世帯の増加、少子高齢化による人口構造の変化などにより、地域コミュニティが希薄していくことが懸念されます。また、世帯数の減少により町内のエネルギー消費量は減少傾向となる一方、少人数世帯の増加に伴い人口1人当たりエネルギー消費量が増加することが予想されます。

このような社会構造の変化に対応し、公共交通や医療施設などの公共サービスの充実、コミュニティ活動への参加促進などが求められるなか、状況に応じた環境保全等のための施策を講じていく必要があります。

（3）産 業

「平成28年経済センサス - 活動調査報告」によると、平成28年度の瑞穂町の事業所数は1,717件、事業従事者数は21,888人となっています。事業所数は、製造業（433件）、卸売・小売業（396件）、建設業（197件）の順で多くなっています。事業従事者数は、製造業（7,546人）、卸売・小売業（4,117人）、運輸・郵便業（3,036人）、サービス業（他に分類されないもの）（1,748人）の順となっています。

●瑞穂町の業種別事業所割合（平成28年）



出典：平成28年経済センサス - 活動調査報告（産業横断的集計）

(4) 土地利用

平成28年の瑞穂町の総面積は約1,685haであり、このうち宅地が約531haで31.5%、その他が約681haで40.4%(うち横田基地が約210haで12.5%)、畑が約303haで18.0%を占めています。

宅地は、平成10年の約443ha(26.3%)から、平成28年には約531ha(31.5%)となっており、増加傾向にあります。

畑は、平成10年の約335ha(19.9%)から、平成28年には約303ha(18.0%)となっており、減少傾向にあります。

山林は、平成10年の約189ha(11.2%)から、平成28年には約170ha(10.1%)となっており、減少傾向にあります。

その他は、公園・河川・道路・国有地などとなっています。

(5) 交通

瑞穂町の車両交通は、青梅街道(都道5号新宿青梅線)と東京環状(国道16号)が箱根ヶ崎で交差しているほか、青梅街道のバイパス路線である新青梅街道(都道5号新宿青梅線)の終点となっており、首都圏の道路交通上、重要な位置を占めています。

鉄道は、八王子と高崎を結ぶJR八高線が通っており、箱根ヶ崎駅1駅が存在します。八高線は平成8年に八王子―高麗川間が電化され、現在では川越―八王子間を直通運転しています。平成17年3月には、箱根ヶ崎駅が新駅舎として完成し、東京駅との直通電車が運行されています。

バス路線は、都営バス、立川バス、西武バスが運行しており、箱根ヶ崎駅を中心に入間、小平、福生、昭島、羽村、立川方面を結ぶ路線が発着しています。また、町内には、高齢者や障がい者等を対象とする福祉バスが運行されています。

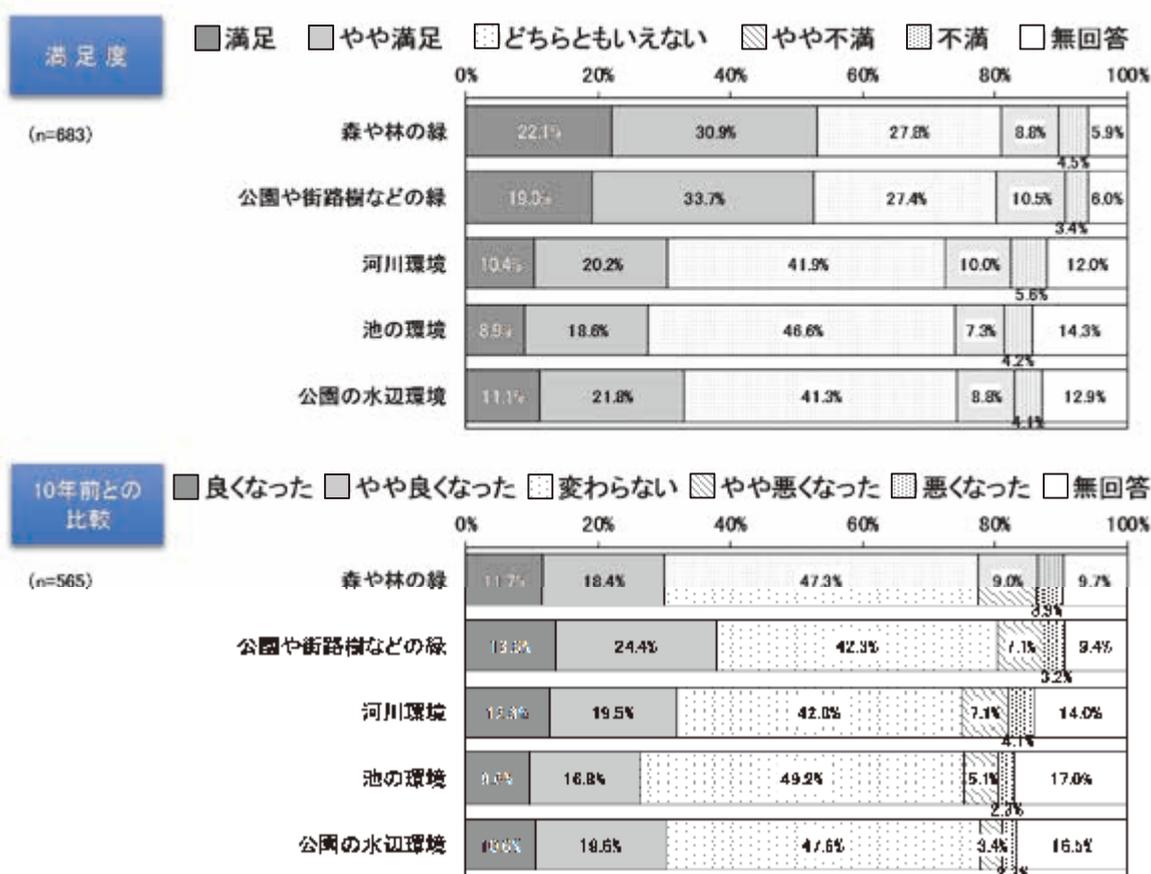
(6) 瑞穂町对环境に対する町民の満足度

平成30年8月に「環境に関する意識調査」*を実施し、町民による「家の周りの緑・水辺」と「生活環境」について、現在の満足度と第1次計画策定当時（10年前）からの満足度の変化を調べました。

* 町民：18歳以上の町内居住者（「住民基本台帳」を基にした無作為抽出）を対象（配布数2,000件、回収数683件、回収率34.2%）。

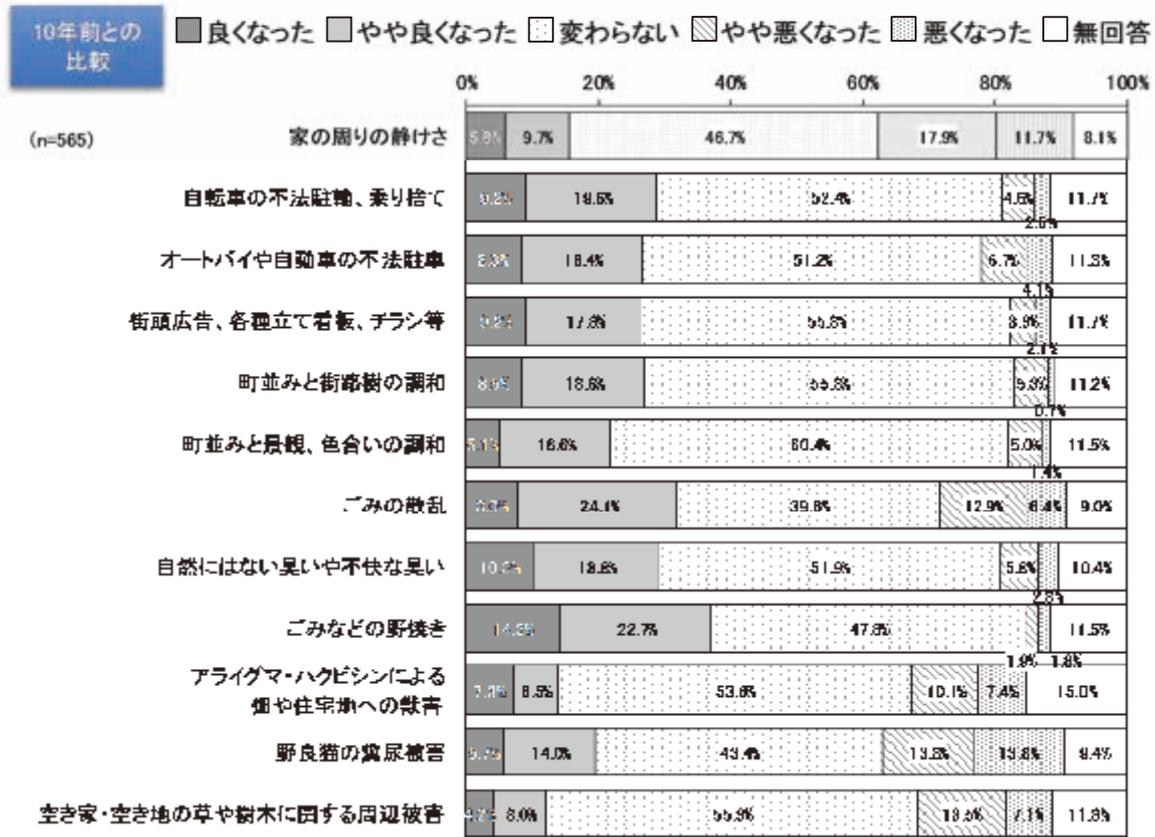
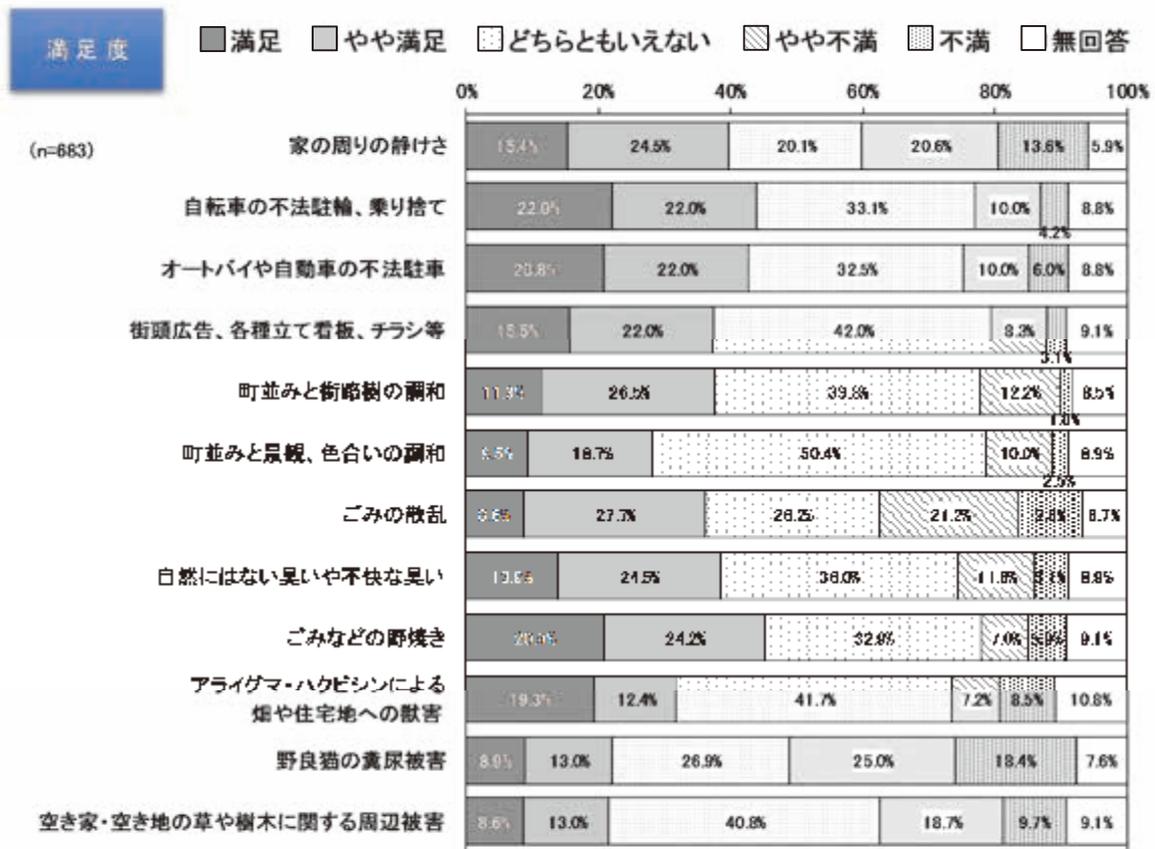
「家の周りの緑・水辺」について「満足」「やや満足」を合わせた値が50%を超えたのは、「森や林の緑」「公園や街路樹などの緑」でした。また、「10年前との比較」について「良くなった」が最も高かったのは「公園や街路樹などの緑」で、「河川環境」「森や林の緑」の順でした。

●家の周りの緑・水辺に対する満足度



「生活環境」について「満足」「やや満足」を合わせた値が50%を超えた項目はありませんでした。また、10年前との比較について「良くなった」が最も高かったのは「ごみなどの野焼き」で、「自然にはない臭いや不快な臭い」「自転車の不法駐輪、乗り捨て」「街頭広告、各種立て看板、チラシ等」の順でした。

●生活環境に対する満足度



第1章 計画の基本的事項

第2章 基本目標と望ましい環境像

第3章 望ましい環境像を実現するための取組

第4章 重点プロジェクト

第5章 環境配慮行動・指針

第6章 計画の推進体制と進捗管理

4 第1次計画の進捗状況

(1) 第1次計画の進捗状況の公表、見直しの実施状況

第1次計画の進捗状況及び施策の実施状況については、毎年、環境審議会へ報告するとともに、町ホームページで町民・事業者公表しています。また、環境審議会からの意見を参考に、取組について改善をはかってきました。

(2) 町の施策の実施状況

第1次計画では、町の施策について望ましい環境像及び取組方針に沿って20項目の計画の目標・指標を設定し、平成30年度までの達成を目指すこととしました。ここでは、平成29年度時点での指標の実績値について評価を行った結果を示します。

●第1次計画の目標と実績値

【評価の凡例】 ◎：目標値を既に達成したもの
 ↑：進捗しているもの
 →：進捗が見られないもの
 ↓：後退の傾向にあるもの

1 さわやかな空気、清らかな大地、みんなが安心して暮らすことができるまちを創るために

取組方針	指標	基準年 (H25年度)	現状 (H29年度)	現行計画の目標 (H30年度)	評価
(1) 公用車の低公害車への転換を進めていきます。	特定低公害車(燃料電池自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車)の導入率※	13% (基準年)	10.14%	30% (H30年度)	↓
(2) 大気環境調査を実施し、基準超過することなく良好な状態を維持しつつ、さらなる改善に努めます。	環境基準	環境基準値以内	環境基準値以内	環境基準値の維持 (H30年度)	◎
(3) 公共下水道の普及を推進していきます。	下水道普及率	96.7%	97.6%	98.0% (H30年度)	↑
(4) 水質環境調査を実施し、基準超過することなく良好な状態を維持しつつ、さらなる改善に努めます。	環境基準	一部項目(大腸菌群数)で環境基準値超過	一部項目(大腸菌群数)で環境基準値超過	環境基準値の達成 (H30年度)	→

※平成27年度までは低公害・低燃費車台数を指標としていましたが、平成28年度から特定低公害車(燃料電池自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車)に特化した内容に改めました。

2 豊かな緑、多様な生き物、みんなが共存できるまちを創るために

取組方針	指標	基準年 (H25年度)	現状 (H29年度)	現行計画の目標 (H30年度)	評価
(1) 市街地の貴重な緑を保全するため、保存樹林地や保存樹木の指定、助成を継続していきます。	保存樹木数（累計）	30本	33本	40本 (H30年度)	↑
(2) 公園などの拡充やポケットパークを整備していきます。	都市公園などの管理面積（累計）	179,423 m ²	180,698.02 m ²	182,000 m ² (H30年度)	↑
(3) 生垣による緑化を普及啓発していきます。	生垣緑化助成に基づく生垣の累計総延長	753m	808.7m	1,000m (H30年度)	↑
(4) 小中学校の校庭芝生化を推進していきます。	校庭芝生化学校数	3校	全7校	7校 (H30年度)	◎
(5) 毎年、残堀川の水生生物調査を実施し、調査結果を情報提供していきます。		—	—	—	◎
(6) 外来種や生態系を乱す恐れのある生物について情報提供していくとともに、計画的に捕獲し、自然の生態系回復を図ることの重要性を啓発してきます。		—	—	—	◎

3 歴史と文化を大切にし、みんなが楽しく暮らせるまちを創るために

取組方針	指標	基準年 (H25年度)	現状 (H29年度)	現行計画の目標 (H30年度)	評価
(1) 全町一斉清掃の継続実施により、町の美化を図っていくとともに、町民の美化意識の高揚を図っていきます。	一斉清掃での参加人数	5,872人	5,356人	6,300人 (H30年度)	↓

4 地域から地球へ、みんな地球を守っていくまちを創るために

取組方針	指標	基準年 (H25年度)	現状 (H29年度)	現行計画の目標 (H30年度)	評価
(1) 「瑞穂町第二次地球温暖化対策実行計画」に基づき、中間目標として基準年度（平成27年度）比で、平成33年度までに10%の削減を目指し、毎年の削減目標は2%を目指します。	温室効果ガス排出量	3,589,094 kg-CO ₂ (H27年度)	3,498,598 kg-CO ₂	3,445,530 kg-CO ₂	↑
(2) 公共施設の建設にあたっては、自動照明設備や太陽光などの新エネルギーを導入していきます。		※目標値の設定はない			—
(3) 道路照明灯や防犯等のLED化を進めていきます。	道路照明灯のLED化率	0%	36%	60%	↑
	防犯灯のLED化率	8%	44%	83%	↑
(4) ごみの減量を推進し、町民1人1日当たりのごみの排出量を減少していきます。	町民1人当りのごみの排出量	941g	950g	788g (H30年度)	↓

取組方針	指標	基準年 (H25年度)	現状 (H29年度)	現行計画の目標 (H30年度)	評価
(5) 資源の再利用を進めていきます。	総資源化率	33.7%	31.0%	40.2% (H30年度)	↓
(6) 不法投棄防止禁止看板の設置や土地所有者への配布、環境パトロールによる巡回監視を行い、不法投棄の防止に努めていきます。	環境パトロールによる路上放置物の回収量	5,383kg	5,206kg	5,100kg (H30年度)	↑
(7) (仮称)瑞穂町グリーン調達推奨ガイドの策定に取り組み、更なる温室効果ガス排出量の減少に努めます。	策定状況	未策定	策定	策定 (H27年度)	◎

5 みんなで考え、みんなで行動するまちを創るために

取組方針	指標	基準年 (H25年度)	現状 (H29年度)	現行計画の目標 (H30年度)	評価
(1) 広報みずほやホームページなどにより、環境に関する様々な情報を提供していきます		※目標値の設定はない			—
(2) 自然環境をテーマにした啓発事業、企画展や講演会など町民の自然環境学習に触れる機会を提供していきます。		※目標値の設定はない			—

第1次計画に基づく指標の実績値の評価結果（平成29年度時点）は、各項目で改善または達成が見られました。

一方で、「全町一斉清掃での参加人数」「町民1人当りのごみの排出量」「ごみの総資源化率」「特定低公害車（燃料電池自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車）の導入率」などの指標について課題が見られました。

5 第1次計画の見直しにあたっての主要課題

「環境に関する社会的動向」を踏まえ、「瑞穂町の概況」や「第1次計画の進捗状況」から導いた第2次計画策定にあたっての主要課題は、次に示すとおりです。

- ① 瑞穂町における環境保全をすすめるためには、狭山丘陵をはじめとした緑豊かな自然環境や今に受け継がれている郷土の歴史・文化財を町の“環境資源”として活かしていくことが重要です。それには、町に関わる多くの人が、世代や立場の壁を越えて協力し合う「自立と協働」のまちづくりを実現していくための、ひとつの道しるべとして策定した「協働宣言」（平成26年10月）を尊重し、町、町民及び事業者が環境保全の取組を実践していくことが大切です。
- ② 平成27年12月のCOP21でのパリ協定の採択を受けて、国では、日本の温室効果ガスの排出削減・吸収量の確保を目指す「日本の約束草案」（国内の排出削減・吸収量の確保により、平成42〔2030〕年度に平成25〔2013〕年度比26.0%減）の着実な実行をはかるため、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年10月9日法律第117号）」を改正し、平成28年5月に「地球温暖化対策計画」を策定しました。東京都では、「東京都環境基本計画」（平成28年3月）における政策の柱に「低炭素・快適性・防災力を備えたスマートエネルギー都市の実現」を掲げ、環境・エネルギー施策を積極的に展開しています。瑞穂町においても、今後、気候変動の進行に伴う人の健康や生活環境などへの影響の深刻化が懸念されるため、地球温暖化対策の推進にあたり、温室効果ガスの排出抑制等を行う「緩和策」とともに、既に起こりつつある気候変動への影響への「適応策」を両輪として取り組んでいくことが求められています。
- ③ 国の「第5次環境基本計画」（平成30年4月）で、特定の施策が複数の異なる課題を統合的に解決する視点（環境・経済・社会の統合的向上、SDGsの考え方の活用）が重視されています。瑞穂町においては、近年の社会情勢を踏まえ、人口減少、超高齢社会に対応するとともに、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持していくことが必要です。